

欧州の協同組合銀行グループの 相互援助制度と一体性

オランダ，ドイツを中心に

〔要 旨〕

- 1 欧州の協同組合銀行グループには，銀行の破綻を防ぐための相互援助制度を持つものが多い。グループを相互援助制度の有無と法律による規定によって分類すると，第1は，法律に規定された相互援助制度を持つグループ，第2は，法律に規定されていない相互援助制度を持つグループ，第3は，相互援助制度を持たないグループとなる。
- 2 相互援助制度とグループの一体性には密接な関係があり，プルーデンス規制や格付では，相互援助制度の強さに加え，中央機関による会員銀行の監督，グループ連結等一定の条件を満たす場合に，グループを一体とみなしている。
- 3 第1に分類されるラボバンク・グループでは，相互援助制度は金融監督法に規定され，中央機関が会員銀行を監督，連結を実施していることで，銀行監督上1つの金融機関とみなされ，銀行免許はグループに1つ，プルーデンス規制はグループ全体に対して行われている。
- 4 第2に分類されるドイツ協同組合銀行グループの相互援助制度は，グループ内の預金取扱金融機関を会員とする預金保全機構を中心に運営されている。グループは自発的に連結財務諸表を公表しているが，相互援助制度は法律に規定されておらず，中央機関が会員銀行の監督権限を持たないなど，ラボバンク・グループに比べ，一体性は弱い。
- 5 最近の動きとして注目されるのは，ドイツ協同組合銀行グループで，預金保全機構での基金の集中や全国機関の権限強化，統一的リスク管理システムの開発，会員銀行に対する格付に応じた会費格差など，実質的に一体性を強化していることである。また，第3の分類であるイタリアのBCCグループは，ドイツの預金保全機構を手本とした相互援助制度を導入するプロジェクトを進めている。
- 6 一方で，プルーデンス規制においてグループ内会員向け与信についてのリスクウェイト0%の適用やグループ格付の開始など，相互援助制度が法律で規定されておらず，中央機関が会員銀行を監督していない場合にも，グループを1つの金融機関として取り扱う枠組みが登場している。協同組合銀行側の一体性強化に加え，銀行規制における内部管理重視の方向性を反映したものとして注目される。

目次

はじめに

- 1 相互援助制度の分類
- 2 相互援助制度とグループの一体性の関係
 - (1) プルーデンス規制
 - (2) 格付
 - (3) 一体性を評価する基準
- 3 ラボバンク・グループのクロスギャランティー・スキーム
 - (1) グループの概要
 - (2) クロスギャランティー・スキーム
 - (3) ラボバンク・グループの一体性
- 4 ドイツ協同組合銀行グループの預金保全機構

- (1) グループの概要
 - (2) 預金保全機構
 - (3) ドイツ協同組合銀行グループの一体性
- 5 相互援助制度に関する最近の変化
 - (1) ドイツ協同組合銀行グループの預金保全機構改革
 - (2) BCCグループの金融機関保護基金創設
- ### むすび
- (1) 相互援助制度の多様性
 - (2) 一体性強化の動き
 - (3) プルーデンス政策における相互援助制度の位置づけ

はじめに

欧州では、多くの国で1つまたは複数の協同組合銀行グループが形成されているが、マーケットシェアの高さや健全性などによって強い存在感を示すグループもある。

欧州の協同組合銀行グループの特徴の1つは、相互援助制度を導入しているグループが多く、かつそれらが強い存在感を示す場合が多いことである。Kollbach/Benna (2008)によれば、2005年末時点でEU加盟国とスイスのうち8か国11協同組合銀行グループが、破綻防止を目的とした相互援助制度 (mutual support scheme aiming at insolvency prevention) を持っている。また強固な相互援助制度を持つラボバンク・グループやOPバンク・グループ、クレディ・アグリコル・グループは、ダブルA以上の高い格付を取得している。

本稿では、相互援助制度、すなわち銀行

の経営破綻を防ぐために経営難に陥った協同組合銀行を同じグループ内で資金援助等を行い支援する制度を分析の中心とし、またこの制度と密接に結びついているグループの一体性について言及する。

相互援助制度およびグループの一体性の具体的事例としては、ラボバンク・グループ(オランダ)、ドイツ協同組合銀行グループ(ドイツ)、信用協同組合銀行(以下「BCC」)グループ(イタリア)^(注1)を取り上げる。

(注1)以下の記述は主に、ラボバンク・グループについてはラボバンク・ネーデルランド、ドイツ協同組合銀行グループについてはBVRおよびDZBANK、BCCグループについてはフェデルカッセへの聞き取り調査による。

1 相互援助制度の分類

欧州の協同組合銀行グループを相互援助制度の有無、および相互援助制度の法律との関係によって、3つに分類した(第1表)。第1の分類は、法律に規定されており法

第1表 相互援助制度による欧州の協同組合銀行グループの分類

第1	法律に規定された相互保証制度を持つ	・ラボバンク・グループ(オランダ) ・OPバンク・グループ(フィンランド) ・クレディアグリ・グループ(フランス)等
第2	法律に規定されていない相互援助制度を持つ	・ドイツ協同組合銀行グループ(ドイツ) ・カハ・ルーラル・グループ(スペイン) ・ライフアイゼンバンク・グループ(オーストリア) ・フォルクスバンク・グループ(オーストリア)等
第3	相互援助制度を持たない	・BCCグループ(イタリア) ・庶民銀行グループ(イタリア)等

資料 Kollbach/Benna(2008), Fitch Ratings(2006b)に基づき, 筆者作成

(注2)
的拘束力を持つ相互援助制度を有するグループであり、オランダのラボバンク・グループ、フィンランドのOPバンク・グループ、フランスのクレディ・アグリコル・グループなどが含まれる。

第2は、法律には規定されていないが、相互援助制度を持つグループであり、ドイツ協同組合銀行グループ、スペインのカハ・ルーラル・グループなどが含まれる。

第3は、相互援助制度を持たないグループであり、イタリアのBCCグループ、同じく庶民銀行グループなどが含まれる。

EUの全加盟国では、1994年の預金保険制度に関するEU指令(94/19/EC)によって、預金保険制度の導入・承認と、預金取扱金融機関の同制度への加盟が義務付けられた。しかし、例外として、預金保険制度と同等以上の預金者への保護を提供する、金融機関そのものを保証する制度に加盟している金融機関については、加盟国は預金保険制度への加盟を免除することができるとした。ドイツの国内法では、協同組合銀行グループと貯蓄金庫グループについて預金保険制度への加盟を免除している。

(注2) 分類の参考としたKollbach/Benna(2008), Fitch Ratings(2006b)では、相互保証制度(Cross Guarantee Schemes)あるいはCross-Guarantee Mechanismsという言葉を使っている。これと相互援助制度との違いが明確でないことと、相互援助制度の方がより広い概念であると思われることから、本稿では相互援助制度で統一する。

2 相互援助制度とグループの一体性の関係

グループの一体化の強弱を評価する視点としては、中央集権的か地方分権的かというグループ内のガバナンスやグループ戦略の一体的運営という視点もあるが、本稿では、グループ全体でグループ内の銀行の健全性維持や破綻防止に取り組むという視点から考える。その中核になるのが相互援助制度である。

相互援助制度とグループの一体性の関係は、プルーデンス規制と格付会社の銀行グループに対する評価に明確に現れている。両者とも相互援助制度の存在を中心に一定の条件を満たす場合に、グループを一体とみなしている。

(1) プルーデンス規制

まず、EU加盟国のプルーデンス規制の基準となるEU(EC)の銀行指令について、協同組合銀行グループの一体性と関連する部分をみてみよう。

1977年のECの第1次銀行指令(77/780/EEC)第2条第4項は、以下の条件を国内

法が規定していれば、中央機関の監督する
会員銀行は、必要な自己資本の個別保有、
金融機関の設立申請、流動性や支払能
力監視のための比率の適用、の除外とした。

その条件とは、中央機関と会員銀行が
連帯責任を負う、または、中央機関によっ
て会員銀行の契約が完全に保証されてい
る。中央機関と会員銀行の支払能力と流
動性が、連結会計に基づいて全体として監
視されている、中央機関の役員会が会員
銀行の役員会に指示する権能を与えられ
ている、というものである。現行の06年の
EU銀行指令（2006/48/EC）第3条もほぼ
同様の内容となっている。

すなわち、EU加盟国では、中央機関
と会員銀行が連帯責任を負っている（もし
くは中央機関による会員銀行の保証）、連
結ベースで支払能力と流動性の監視が行わ
れている、中央機関が会員銀行に対する
監督、指示の権能を有する、加えて、こ
れらが国内法に規定されていることによっ
て、金融監督当局から、中央機関とその会
員銀行はプルーデンス規制上一体とみなさ
れている。

さらに、06年のEU銀行指令第80条第8
項では、同一の金融機関保護制度（institu-
tional protection scheme）に加盟する金融
機関は、以下の条件を満たす場合に会員向
け与信について自己資本規制上のリスクウ
ェイト0%を適用できることとなった。

その条件とは、金融機関保護について、
特に必要な場合に経営破綻を避けるための
流動性と支払能力を保証する契約上または

法定上の責任についての協定の存在、い
つでも利用できる基金により金融機関保護
制度が必要な支援を実施することが可能、
リスクとその影響を監視し分類する適切
かつ統一的に規定されたシステム、金融
機関保護制度全体のリスク審査と会員銀行
への伝達、制度全体の連結報告書、ある
いは合算報告書の作成と公表、会員の脱
退に24か月以上の事前予告を義務付け、
自己資本のマルチギヤリングの禁止、同
様の事業形態を持つ広範な会員銀行を基盤
とする制度、などである。

（2）格付

通常、格付会社の格付は一法人に対して
行われているが、相互援助制度に加入して
いる銀行グループに対しても、格付を行う
場合がある。

例えば、格付会社Fitch Ratingsでは、
法律上の裏づけのある相互援助制度を持つ
金融機関グループに対して従来より格付を
行ってきた。さらに、最近では、法律上の
裏づけのある相互援助制度を持たない金融
機関グループに対しても、一定の条件を満
たす場合には格付を行っており、それがグ
ループ格付である。その条件は、監査済
みの連結財務諸表、共通の経営および戦
略上の目標、統一的なリスク管理システ
ム、強固な相互援助制度、銀行規制当
局がグループを一般的な銀行グループと同
様に扱う、などである。^{（注3）}

（注3）Fitch Ratings（2006b）による。

(3) 一体性を評価する基準

本稿では、金融機関の健全性を保護するという意味での一体性を評価する基準として、相互援助制度の有無と強さ、中央機関による会員銀行の監督、リスク管理、連結、を取り上げる。

これらは、次のようなロジックによって、全体としてグループの一体性の程度を表すと考え。すなわち、相互援助制度によって生じる可能性があるモラルハザードを防ぐためには、中央機関が会員銀行の監督・検査を行う権限を持ち、かつ日常的にグループ内のリスク管理を行うことが必要である。また連結によってグループを1つの金融機関としてグループ内で監視するとともに、グループ外にも1つの金融機関としての姿を開示することが、銀行監督上および市場規律上必要である。

相互援助制度の強さとは、経営破綻を防ぐため、必要なときに必要な支援が行われることが担保されていることであり、具体的には、[Ⓐ]制度が法律に規定されているか、[Ⓑ]グループ内の支援に上限があるか、が基準になる。

以下では、第1の分類に属するラボバンク・グループと第2の分類に属するドイツ協同組合銀行グループについて、その相互援助制度を中心に紹介し、それとともに上記の ~ の基準についても取り上げる。

3 ラボバンク・グループのクロスギャランティー・スキーム

(1) グループの概要

まず、法律に規定された相互援助制度を持つラボバンク・グループを取り上げる。

ラボバンクの歴史は1890年代の後半にさかのぼることができる。各地に農業信用協同組合が設立され、1898年には協同中央ライファイゼンバンク(Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Bank)と協同中央農業信用銀行(Coöperatieve Centrale Boerenleenbank)の2つの中央機関が設立された。2つの中央機関が合併したのは、1972年であり、2系統の名前をあわせてラボバンク(Rabobank)という名称となったのは、1980年である。

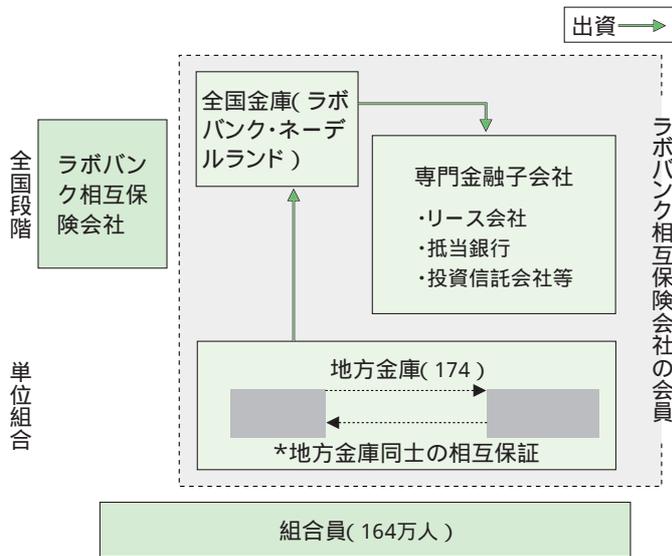
ラボバンク・グループの系統組織は、中央機関である全国金庫(ラボバンク・ネーデルランド)とその会員銀行である174の地方金庫(ローカル・ラボバンク)と中央機関の子会社である多くの専門金融子会社からなる(第1図)。

(2) クロスギャランティー・スキーム

ラボバンクのホームページや年報では、その相互援助制度をクロスギャランティー・スキーム(Cross-Guarantee Scheme)と称している。

このクロスギャランティー・スキームは2つの段階からなる。第1段階は地方金庫がリスクを相互に保証する制度であり、第2段階は全国金庫、地方金庫と全国金庫の

第1図 ラボバンク・グループの組織と相互保証制度



出典 齊藤(2006), ラボバンクホームページ
http://www.rabobank.com/content/images/OrganigramUK_tcm43-46237.pdf

子会社が、破綻懸念のある銀行を相互に保証する制度である。

第1段階は、さらに3つの損失保証システムからなる。まず、ラボバンク・ネーデルランドによって規定された融資に関する損失を対象にして、融資1件ごとに損失の一定金額を控除したのちの一定割合を補填するシステムがある。^(注4) また、一般銀行リスク準備金を超える金融損失を対象にした損失保証システムがあり、さらに、金融以外の銀行業務によるリスクを対象とした損失保証システムがある。3つのシステムとも全国金庫が、地方金庫への交付金の支払いを決定する。必要な場合には全国金庫が流動性の供給を行うが、損失を分担するのは地方金庫である。

第2段階は、全国金庫、地方金庫および全国金庫の3つの子会社(デ・ラーゲ・ランデン<リース会社>、ラボハイポシーク・

バンク<抵当銀行>、シュレットロン<投資信託会社>)を会員とするラボバンク相互保険会社による保険である。保険金支払いの対象は、破綻懸念のある、すなわち欠損を生じた会員であり、相互保険会社が保険金支払いを決定し、保険金は相互保険会社から支払われる。保険金支払後、各被保険者の最低自己資本必要額を分担の基準として、全被保険者が保険金を分担する。また分担の最大限度は各会員の自己資本である。

制度導入以来、第1段階の制度によって、地方金庫の経営は維持されており、第2段階の相互保険会社による保険金は支払われたことはない。

(注4) 具体的な数字をあげると、11万4千ユーロまでの損失は、損失が発生した地方金庫が自身の引当金で処理する。11万4千ユーロ超900万ユーロまでの損失については、そのうちの20%は当該地方金庫、残りの80%を他の地方金庫全体で負担、900万ユーロ超の損失については、15%を当該地方金庫、85%を他の地方金庫全体で負担する。

(3) ラボバンク・グループの一体性

ラボバンク・グループの特徴の一つはその一体性の強さである。

前述のように、ラボバンク相互保険会社を通じた保険の分担金の上限は各銀行の自己資本であり、実質的に支援の上限が設定されていないことに等しい。さらに、グループは連結し、全国金庫は地方金庫を監督・検査する権限を持ち、その結果として銀行免許はグループに1つ与えられ、自己資本規制等のブルーデンス規制はグループ

全体に対するものである。またグループ全体のリスク管理も全国金庫によって行われている。

以上は、オランダの06年金融監督法に基づいている。同法では、中央機関とその会員銀行が連帯して相互に責任を負う、または中央機関が加盟金融機関の責任を保証する、中央機関は、法令順守に対して求められる会員銀行への指示を与える適切な権能を有している。支払能力と流動性について、中央機関と会員銀行の監督は連結ベースで行われている、という条件を満たした場合に、中央機関に加盟する銀行が、オランダ中央銀行の監督から除外されるとしており、77年のECの第1次銀行指令とほぼ同じ内容である。

歴史的な経緯をみると、前述の77年の第1次銀行指令に準拠した78年のオランダの金融システム監督法に基づいて、ラボバンク・グループでは、80年にクロスギャランティー・スキームの導入を決定した。これを受けて、第2段階のラボバンク相互保険会社が80年に設立され、第1段階の3つの損失保証システムが82年に導入された。

ただし、ラボバンク・グループの相互援助制度の原型は、72年の2つの系統の統合前から存在したということである。また、53年には全国金庫に地方金庫の流動性と支払能力の監督が中央銀行から委任されており、連結決算も54年から行われている。これらが77年のEC第1次銀行指令や78年のオランダの金融システム監督法に何らかの影

(注5)

響を与えた可能性もあると考えられる。

2つの段階の4つのシステムからなる、ラボバンク・グループのクロスギャランティー・スキームは、グループの自発的な制度であるとともに、EC銀行指令およびオランダの金融システム監督法（現行は金融監督法）への対応という2つの側面を持っているといえるだろう。

(注5) Di Salvo (2003)によれば、ベルギーのセラバンクとオランダのラボバンクだけが、77年のEC第1次銀行指令のもとで、当初から支払能力と流動性の比率を連結ベース（全国段階）で適用する資格を持っていた。

4 ドイツ協同組合銀行 グループの預金保全機構

(1) グループの概要

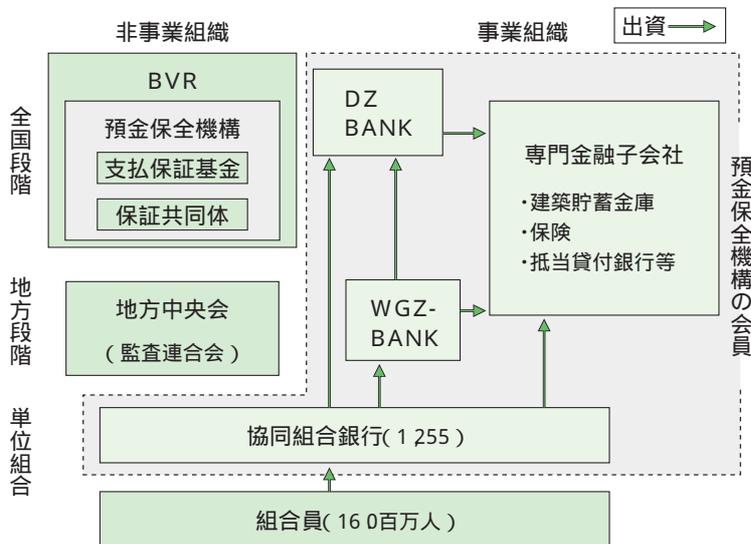
次に第2の分類に含まれる、ドイツ協同組合銀行グループについてみることにする。

ドイツ協同組合銀行グループは、第2図のとおり、フォルクスバンク、ライフアイゼンバンクなどの単協と、非事業組織の連合会として地域中央会、全国中央会(BVR)、事業組織の連合会として1つの協同組合中央銀行(WGZ-BANK)、1つの全国機関(DZ BANK)があり、および連帯企業とよばれるグループの専門金融子会社からなる。

(2) 預金保全機構

ドイツ協同組合銀行グループの相互援助制度は、BVRが運営する預金保全機構を中心である。預金保全機構は1930年代に創設されて以来、70年以上にわたって破綻銀行を出していない。

第2図 ドイツ協同組合銀行グループの組織と預金保全機構



出典 斉藤(2006), BVR(2006)
 (注) 専門金融子会社のうち預金保全機構の会員は預金取扱金融機関のみ。

預金保全機構の会員はグループ内の預金取扱金融機関であり、単協だけでなく、DZ BANK、WGZ-BANKおよび連帯企業のうち建築貯蓄金庫や抵当貸付銀行も会員である。

預金保全機構は、経営悪化銀行への支援を目的とし、支払保証基金と保証共同体の2つのシステムからなる。支払保証基金とは、年会費を会員から徴収し、経営悪化銀行に対して、貸出、補助金、保証のいずれかの形態で支援を行うものである。保証共同体は会員銀行との間で保証量についての保証契約を結び、それに基づき、経営悪化銀行に対する保証にあてるものである。

預金保全機構の会費の基本徴収率は、顧客に対する債権、保証による偶発債務、スワップ・先物等にかかるリスクアセット等の信用供与額の0.05%（抵当銀行と建築貯蓄金庫は0.0037%）であり、上限はその4倍、

0.2%（同0.0148%）となっている。また、会員銀行が保証契約を結ぶ保証共同体の保証量は基本徴収率の8倍である。これらは、預金保全機構の定款で規定されている。

(3) ドイツ協同組合銀行グループの一体性

預金保全機構は法律に規定されておらず、会員銀行の支援には上限が設けられている。グループの中央機関であるBVRは会員銀行の監督・検査

の権限を持たない。リスク管理もグループ全体では行われていない。連結決算は法律に規定されていないが、自主的に03年分から監査済み連結報告書を公表している。

ラボバンク・グループでは、相互援助制度を含めて一体性を判断する基準すべてを満たしていたのに対して、ドイツ協同組合銀行グループの場合には、相互援助制度が存在することと連結を実施していること以外は基準に当てはまらない。

5 相互援助制度に関する最近の変化

最近の変化として注目されるのは、相互援助制度の分類により、第2の分類に属するドイツ協同組合銀行グループで、相互援助制度を強化する動きがあり、第3の分類に属するイタリアのBCCグループでは、相

互援助制度を創設する動きがあることである。

また、前述のとおり、プルーデンス規制におけるグループ内会員銀行向けと信についてのリスクウェイト0%適用や、グループ格付にみられるとおり、相互援助制度が法律に規定されていない場合にもグループを1つの金融機関として取り扱う枠組みが登場している。

(1) ドイツ協同組合銀行グループの 預金保全機構改革

預金保全機構の定款は、2000年以降では、01年と04年に大幅に変更されている。01年の定款の変更点の主なものは次の3点である。^(注6)

第1に、預金保全機構の会員銀行の注意義務を具体的に規定した。その内容は、適切なリスク管理、リスク管理のための体制整備、BVRの指針や勧告の遵守に加え、特に預金保全機構の目的に合致しない、危機的状況をもたらすリスクを伴う業務運営の詳細をあげている。

第2に、必要な情報や資料をBVRに対して提供することを義務付けた。会員銀行からBVRに対して提供するだけでなく、連邦金融監督庁、ドイツ連邦銀行、監査人、DZ BANK、監査連合会、計算センターが会員銀行の情報をBVRに対して提供することを、会員銀行が承認することも含まれている。

第3に、破綻の予防措置を規定した。会員銀行の業務政策が注意義務の規定に合致

しない場合に、BVRおよび監査連合会は、銀行に対して業務政策の変更や新たな再建計画を立案させることができ、また、役員の変更など人事面の要求もできる。

これらの変更は、会員銀行の経営悪化を未然に防止する措置が強化されたということとともに、BVRの権限の強化でもある。

04年の定款変更の主要なものは次の2点である。

第1に、会員銀行の格付を行い、これによって預金保全機構への会費徴収率に格差をつけた。前述の基本徴収率はすべての会員に当てはまるが、各会員に対する格付(A+, A, B, C, D)によって、基本徴収率に90%から140%まで5段階の掛け目を掛けて、実際の会費徴収率が算出されることとなった。格付は、資本、収益、リスクに関する8指標によって計算される。また、この格付によってB以下に分類された銀行はさらにリスク状況について詳細に調査・分析が行われたのち、支援の必要性に応じて改めて分類され、それに基づいて具体的な支援が行われる。

第2に、監査連合会ごとに管理されていた支払保証基金資金と保証共同体の保証総量をすべてBVRに集中させ、また問題銀行の支援もBVRが統一的行うこととなった。

改正前は、基金の資金および保証総量の管理と支援は地域ごとの運営が中心であった。すなわち、支払保証基金については、各地域の監査連合会がその会員銀行から会費の90%を信託的に管理し、BVRが監査連合会の会費の10%とその他の銀行の会費を

管理していた。また、保証共同体の保証総量も監査連合会の会員銀行分は監査連合会が、その他の銀行分はBVRが管理していた。

監査連合会の会員銀行が支援を必要とする場合には、まず所管監査連合会が信託的に管理する基金から支援し、それで十分でないときに、当該監査連合会の他の会員銀行から年間会費の50%を上限とする特別会費が徴収され、それでも十分ではない場合に、BVRが管理する基金、さらに他の監査連合会が信託的に管理する基金から補填が行われた。その他の銀行はBVRの管理する基金により支援され、それが十分でない場合には、監査連合会の信託的に管理する基金から支援が行われる。

支払保証基金資金が不足する場合に保証共同体による保証が行われるが、監査連合会の会員銀行については各監査連合会の保証総量が使われ、その他の銀行についてはBVRが管理する保証総量に対応することとされていた。

04年の格付に応じた会費の格差付けは、各金融機関のリスク軽減へのインセンティブであり、またBVRによる管理・運営への一本化という意味でも、01年の改正と同じ方向づけを持つ改正といえるだろう。

さらに、これらの預金保全機構改革は実質的にグループの一体性を強化するものといえよう。まず、中央機関の監査・検査権限については、上記の預金保全機構改革でBVRの権限は強化された。具体的には、会員銀行の経営情報のBVRに対する報告が義務付けられており、また役員人事の変更や

再建計画の作成など問題銀行の経営悪化を未然に防ぐ措置をとることも可能となっている。グループ全体のリスク管理は行っていないが、統一されたリスク管理システムであるVRコントロールシステムが開発され、多くの銀行で利用されていること、各銀行に対する格付が、それに代替するものといえよう。さらに、03年からは連結報告書が公表されるようになった。

上記のような預金保全機構改革を中心とした一体性強化の取組みを経て、ドイツ協同組合銀行グループは05年には格付会社Fitchからグループ格付を取得した。また06年のEU銀行指令は07年にドイツ国内法に反映されて、グループ内のエクスポージャーに対するリスクウェイト0%が、ドイツ協同組合銀行グループに適用された。

(注6) BVR(2000)による。

(2) BCCグループの金融機関保護基金創設

重頭(2007)によれば、イタリアのBCCグループは3段階の系統組織からなり、05年現在439の協同組合銀行があり、地域段階には15の地域連合会と2つの地域中央銀行、全国段階には全国連合会フェデルカッセと中央銀行イックレア・バンカおよびその持株会社イックレア・ホールディング等がある。

イタリアの預金保険制度は、BCCを除くすべての銀行を会員とする預金保証基金とBCCを会員とする預金保証基金の2つから成り立っており、両者とも強制加入である。

BCCグループは相互援助制度を持たず、後者の預金保証基金にすべてのBCCが加入している。預金保証基金からは、破綻銀行の預金者1人あたり最大10万3千ユーロが支払われるほか、問題銀行に対する経営改善のための信用供与等も行われている。預金保証基金は、フェデルカッセから独立した組織ではあるが、理事長はフェデルカッセの理事長が兼務するなど両者は密接な関係を持ち、またイタリア中央銀行の代表も参加して、イタリア中央銀行がその活動に深く関与している。

加えてBCCグループでは、各BCCが発行する債券の保有者を保護する債券保証基金を自主的に創設し、05年1月から運営を開始した。債券の利回りがよく販売が好調なため、BCCの資金調達約4割を債券が占めている。債券保証基金への加入は任意であり、加入していないBCCもある。

最近の動向として注目されるのは、債券保証基金を、金融機関を保護する基金に変更するプロジェクトが進んでいることである。ヒヤリングによれば、ドイツの協同組合銀行グループの預金保全機構をモデルとした制度であり、各BCCへのグループ内での格付に応じて会費に格差を付け、また、問題銀行に対する支援には上限が定められる予定である。

単協が連合組織に加盟しなくてはならないという法律上の規定がないなど、BCCグループは、ドイツの協同組合銀行グループ以上に単協の自律性が強く地方分権的であるといえる。しかし、近年では、グループ独

自の基金として債券保証基金を創設し、その基金が銀行を監視し問題銀行に早期に介入できるようになったほか、統一的なリスク管理システムの導入や共通商品の利用の拡大など、一体性を強化する方向にある。^(注7)

こうした一体性強化の取組みの1つとして、上記の金融機関保護基金の創設、すなわち相互援助制度の導入が準備されており、これによってグループ格付の取得やグループ内取引のリスクウェイト0%の適用を目指している。

(注7) Fitch Ratings (2006 a) による。

むすび

3つの点を指摘して、むすびとしたい。

(1) 相互援助制度の多様性

第1は、欧州の協同組合銀行グループの相互援助制度が多様なことである。

ラボバンク・グループ、ドイツ協同組合銀行グループにおける一体性評価の基準について、とりまとめたのが第2表である。ラボバンク・グループは、すべての項目が一体性の強さを表しているのに対して、ドイツ協同組合銀行グループは、相互援助制度が存在し、連結も自発的に行っているものの、これらの項目の詳細もまた他の項目についても、ラボバンク・グループとは大きく異なっている。

さらに、相互援助制度の具体的な仕組みをみると、ラボバンク・グループでは、地方金庫相互の損失保証制度と損害保険会社による保険であり、一方、ドイツ協同組合

第2表 ラボバンク・グループとドイツ協同組合銀行グループの一体性

	ラボバンク・グループ	ドイツ協同組合銀行グループ
相互援助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に規定 ・分担金の上限は自己資本 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上規定されず ・会費の上限は信用供与額の0.2%
中央機関による会員銀行の監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ラボバンク・ネーデルランドに会員銀行の監督権限がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・BVRに監督権限はない ・預金保全機構でBVRの権限強化
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ラボバンク・ネーデルランドがグループ全体のリスク管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ全体のリスク管理は行われていない ・統一的风险管理システム開発 ・会員銀行に対する格付を実施し、それに基づき預金保全機構の会費に格差
連結	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき連結 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上規定はない ・2003年から自発的に公表

資料 筆者作成

銀行グループの場合には、支払保証基金と保証共同体という2つのシステムからなる預金保全機構である。

このような違いは、グループや相互援助制度の歴史的経緯、中央集権や地方分権についてのグループの基本的姿勢、法制度等を反映したものと考えられる。

(2) 一体性強化の動き

第2は、近年、相互援助制度を中心にグループの一体性を強化する傾向がみられることである。この背景には、グループ内における制度の効率化やリスク管理の高度化等の必要性が高まっていることとともに、法律や格付手法の変化という外部の制度変更が影響している可能性が考えられる。ただし、一方的な外部からの影響ということではなく、制度変更や適用基準の決定には協同組合銀行グループからの働きかけも影響したと考えられる。

第2表にもみられるように、ドイツ協同

組合銀行グループでは預金保全機構改革を実施、統一的风险管理システムを開発、連結も開始した。BCCグループでは金融機関保護基金の創設が準備されている。ドイツでは、これらの取り組みが、グループ格付の取得やリスクウェイト0%の適用に結びついており、BCCグループにおいても金融機関保護基金の創設等によって、それらの適用を期待している。

(3) プルーデンス政策における相互援助制度の位置づけ

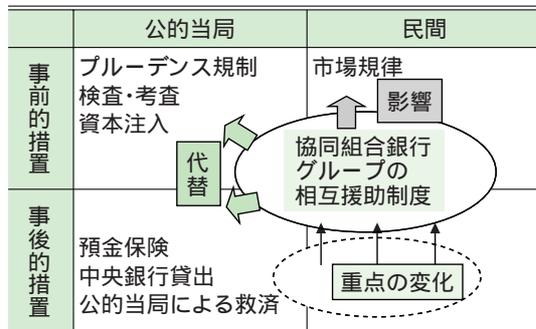
第3は、金融システムの健全性維持という政策上の視点からも、協同組合銀行グループの相互援助制度がカバーする範囲が広がっていると考えられることである。

金融システムの健全性維持の政策であるプルーデンス政策と相互援助制度の関係をみよう。勝(2008)は、プルーデンス政策の主体を公的当局だけでなく民間部門も含めてとらえ、その主体別に、また事前的措施か事後的措置であるかという点から4つに分類している。この枠組みの中に協同組合銀行グループの相互援助制度の位置づけたのが第3図である。

相互援助制度は、民間である協同組合銀行を主体とした事前的措施および事後的措置として機能しており、最近では事前的措施としての機能が強まる傾向にある。

また、一定の条件を満たす場合、グルー

第3図 プルーデンス政策における
協同組合銀行グループの相互援助制度



資料 勝(2008)に基づき筆者作成

プ内の会員銀行に対する公的部門の事前規制と事後規制を、グループの中央機関あるいは相互援助制度が代替する。すなわち、相互援助制度を中心に協同組合銀行グループの一体性が強固な場合には、プルーデンス規制、検査・考査は、グループを1つの金融機関として実施される。また、預金保険制度についても、預金保険制度と同等以上の預金者への保護を提供する金融機関そのものを保証する制度に加盟している金融機関は、公的預金保険制度への加盟を免除されている。さらに、格付会社が、グループを1つの金融機関として格付を行う場合には、市場参加者はグループを1つの金融機関として認識するという意味で、市場規律にも影響している。

このように、協同組合銀行グループの相互援助制度が強固な場合には公的当局の機能を代替するとともに市場規制にも影響しているが、最近の変化として注目されるのは、ドイツの協同組合銀行グループのように相互援助制度が法律で規定されていない場合にも、会員向け与信へのリスクウェイト

0%の適用とグループ格付という、グループを1つの金融機関として取り扱う枠組みが登場したことである。この点からも、プルーデンス政策上、相互援助制度のカバーする範囲はさらに広がっていると考えられる。

これらの制度変更の背景については、協同組合銀行グループ側が実質的に相互援助制度及び一体性の強化を進めてきたことに加えて、金融機関の内部管理を重視するプルーデンス規制の方向性を反映したものと考えられよう。

<参考文献>

- ・BVR(2000)“ Jahresbericht 2000 ”
- ・BVR(2006)“ Consolidated annual accounts of the Cooperative Financial Services Network 2006 ”
- ・Di Salvo, Roberto(2003)“ The Governance of Mutual and Cooperative Bank Systems in Europe ” May 2003
- ・Fitch Ratings(2001)“ The European Cooperative Banking Sector ” November 2001
- ・Fitch Ratings(2006a)“ European Cooperative Banking Integration Continues ” 5 April 2006
- ・Fitch Ratings(2006b)“ Updated Methodology for Assigning Ratings to European Banking Structures Backed by Mutual Support Mechanisms ” 11 August 2006
- ・Kollbach, Walter and Benna, Ralf(2008)“ Protection Scheme of the National Association of German Cooperative Banks ” 26 February 2008, 1st International Cooperative Dialogue の Workshop IV Protection Schemes資料
- ・勝悦子(2008)「金融グローバル化とプルーデンス規制 - バーゼル を中心に - 」黒田晃生編『金融システム論の新展開 機能別分析にみる現状と課題』金融財政事情研究会、2月
- ・斉藤由理子(2006)「グループ格付を取得したドイツ協同組合銀行グループ」『農林金融』1月号
- ・重頭ユカリ(2007)「イタリアの信用協同組合銀行(BCC)」『農林金融』5月号

(主席研究員 斉藤由理子・さいとうゆりこ)